

平成29年度第1回尾張旭市固定資産評価審査委員会議事録

1 開催日時

平成29年7月11日（火）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時20分

2 開催場所

尾張旭市役所 302会議室

3 出席委員

委員長 米 谷 雅 弘

委員 長 江 建 二

委員 房 崎 昭 義 3名

4 欠席委員

なし

5 傍聴者数

—

6 出席した事務局職員

書記（行政経営課長） 田 島 祥 三

書記（行政経営課法務文書係長） 寺 尾 綾

書記（行政経営課主事） 佐 藤 亮 介

評価庁職員（総務部次長兼税務課長） 梅 本 宣 孝

評価庁職員（税務課土地係長） 久 保 佳 子

評価庁職員（税務課家屋償却係長） 荒 木 隆 文

7 議題等

(1) 平成29年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧結果等について

(2) 平成29年度審査申出状況について

(3) 委員長の選任について

(4) 委員長職務代理者の指定について

(5) 委員会の会議公開に関する考え方について

(6) その他

## 8 会議の要旨

書記（田島）	<p>定刻となりましたので、ただ今から平成29年度第1回尾張旭市固定資産評価審査委員会を開会させていただきます。</p> <p>委員の皆様には、御多忙のところ御出席いただきましてありがとうございます。議題に入ります前に、委員の選任の御報告をさせていただきます。</p> <p>房崎昭義委員が本年3月31日をもって任期満了となりましたが、3月議会で同意を得て、再任されましたので御報告申し上げます。房崎委員から一言、挨拶をお願いします。</p>
房崎委員	<p>よろしく願いいたします。</p>
書記（田島）	<p>なお、房崎委員の任期につきましては、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間でございます。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>申し遅れましたが、私は行政経営課長の田島祥三でございます。平成29年度の人事異動に伴いまして、新たに担当となりましたので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、次の議題の説明のため、税務課の担当職員に入室してもらいますので、暫時休憩とし、再開後の進行は米谷委員長にお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
（税務課職員入室）	
米谷委員長	<p>それでは、議題の「1(1)平成29年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧結果等について」説明をお願いします。</p>
税務課長（梅本）	<p>おはようございます。総務部部次長兼税務課長の梅本でございます。</p> <p>初めに税務課職員の紹介をさせていただきます。隣におりまのが土地係長の久保、その隣が家屋償却係長の荒木でございます。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>「平成29年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧結果について」でございます。一昨年平成27年度が3年に1度の評価替えの基準年度でございましたので、平成29年度は第3年度となっております。</p> <p>まず、家屋につきましては、新築、増築を除きますと、新たな評価は行っておりません。土地につきましては、今年は評価替えの年ではありませんので、地目の異動がされたもの等を除き評価額に変動はありません。</p>

	<p>次に、縦覧制度につきまして説明をさせていただきます。</p> <p>地方税法第416条及び382条の2の規定に基づき、納税者が所有する土地・家屋の価格と、市内にある他の土地・家屋の価格を比較して、自分の土地や家屋の評価が適正かどうかを確認するため、土地価格等及び家屋価格等縦覧帳簿をご覧いただける制度でございます。</p> <p>縦覧の期間は、毎年4月1日から20日又は当該年度の最初の納期限の日のいずれか遅い日までとされておりまして、今年度は第1期の納期限の5月8日まで縦覧を行いました。</p> <p>それでは、「資料1 平成29年度縦覧者数等一覧表」をご覧ください。</p> <p>上段が今年度の日別、下段が年度別となっております。表の左上、縦覧帳簿の欄は、土地と家屋の縦覧帳簿を納税者の縦覧に供した件数と、縦覧者の実人数を集計したものです。その欄の一番下から3行目の平成29年度をご覧ください。件数は土地が10件、家屋が9件、縦覧者の実人数は12名となっており、前年と比較しまして、件数は2件、実人数は3名増加しております。</p> <p>続きまして、縦覧帳簿の右の欄 課税台帳の閲覧の欄をご覧ください。土地、家屋、償却資産につきまして、課税台帳の閲覧件数等を集計したものです。</p> <p>先程と同様に、下から3行目の平成29年度をご覧ください。件数としましては、土地が186件、家屋が123件、償却資産が14件となっております。閲覧者は延べ件数で231件、実人数で102人となっており、前年と比較しまして、件数は2件増加、閲覧者数は、延べ件数で10件、実人数で16名減少しております。</p> <p>本年度は、評価替え後の第3年度のため大きな価格の変動もなかったことから、件数は昨年度とほぼ変わらなかったものと考えております。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。</p>
米谷委員長	説明が終わりました。何か質問等がございますか。
長江委員	縦覧帳簿とは課税台帳のことですか。
税務課長（梅本）	抜粋したものの一覧表です。
長江委員	縦覧について、なにか問題はありましたか。

税務課長（梅本）	毎年質問される方が見えますが、特に際立って問題があるというようなことは聞いておりません。
米谷委員長	次に議題の「1(2)平成29年度審査申出状況について」、事務局から説明をお願いします。
書記（寺尾）	<p>それでは、資料2を御覧ください。</p> <p>審査申出できる期間は、課税台帳に価格等の登録をした旨の公示の日から、納税通知書の交付を受けた日後3か月まででございます。</p> <p>納税通知書の発送日は4月3日であり、通常であれば遅くとも4月9日までには郵便が到達しているものと思われます。</p> <p>4月9日の翌日から起算して3か月目の7月9日までが審査申出期間となります。</p> <p>なお、この資料の例外といたしまして、納税通知書の送達ができなかった5件について、4月21日（金）に公示送達しました。この5件については、地方税法の規定により、4月28日（金）が納税通知書の到達日とみなされるため、7月28日（金）が審査申出期間満了日となります。</p> <p>この5件について、今後審査申出がある可能性は極めて低いと思われますが、念のため補足説明させていただきました。</p> <p>次に、資料3を御覧ください。各年度の審査申出状況の資料でございますが、今年度は、審査申出がありませんでした。</p>
米谷委員長	事務局の説明が終わりました。委員の皆さん、何か質問などはございますか。
（税務課職員退出）	
米谷委員長	それでは、議題の「1(3)委員長の選任について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
書記（寺尾）	<p>委員長につきましては、米谷委員長に務めていただいておりますが、今年の7月22日をもって委員長の任期が満了となります。本日の委員会では、本年7月23日から、来年7月22日までを任期とする、次期委員長を決めていただくものでございます。</p> <p>尾張旭市固定資産評価審査委員会規程第2条の規定により、委員長は委員の互選で定めることとなっており、審査に当たっては、審査長を務めていただくこととなります。また、任期は1年となっています。</p> <p>委員長を決めたいと思いますが、どなたかいかがでしょうか。</p>

米谷委員長	これまでの慣例で、任命順に、前年度の職務代理者を務めていただいた方に、委員長に就任いただいていますので、長江委員にお願いしてはどうでしょうか。
書記（田島）	房崎委員は、いかがでしょうか。
房崎委員	良いと思います。
書記（田島）	ただ今「長江委員に」とのお声がありましたが、よろしいでしょうか。
長江委員	はい、結構です。
書記（田島）	それでは、長江建二委員に委員長を務めていただきます。なお、委員長の任期は、平成29年7月23日から平成30年7月22日までの1年間となります。
米谷委員長	議事を続けます。次に、議題の「1(4)委員長職務代理者の指定について」ですが、職務代理者は、委員長があらかじめ指定することになっていきますので、次期委員長の長江委員から指名をお願いします。
長江委員	職務代理者は、房崎委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。
房崎委員	はい、分かりました。
米谷委員長	次に、議題の「1(5)委員会の会議公開に関する考え方について」です。この件は、今後の委員会の会議公開の考え方について、委員の御意見を伺うものです。 事務局から説明をお願いします。
書記（寺尾）	現在の委員会は、平成16年に決定されました会議公開に関する基本的事項に基づき、運用しております。その内容は「会議公開は地方税法第433条第6項による公開による口頭審理を行う場合のみとする。他の会議は、申出人の個人情報（財産権等）の漏えいにつながるため、非公開とする。」というものであり、非公開情報に該当する審議が大部分を占めるため、原則非公開としております。 しかし、市の附属機関の会議の公開に関する基準では、「原則非公開の決定をした附属機関等であっても、審議内容等により公開できる会議の場合は、公開するようにしなければならない。」とあり、附属機関の基準に倣い、本委員会でも今回のような個人情報を含まない会議は、今後公開としてはどうかということをお諮りするものです。また、委員会規程を見ますと、

	傍聴の手続に関する規定が整備されておりましたので、傍聴に関する規程の例規整備事務を今後進めていきますので、御承知おき願います。
米谷委員長	事務局の説明が終わりました。委員の皆さん、何か意見等がございますか。
長江委員	地方税法第433条は、そもそも審査の決定の手続について定められたものですので、本日のような会議については、この規定に該当しないと思います。口頭審理を行う時の公開の手続の規定と、本日のような会議の公開の2つについて定める必要があると考えられます。いつまでに、どのように定める予定ですか。
書記（田島）	口頭審理の場合と、審査のない会議の場合について、他の行政委員会を参考に、定めていきたいと思っております。 制定方法については、規程の案を作成し、決裁で委員長に確認していただきたいと考えております。
書記（寺尾）	各委員に規程の案を郵送する等、御意見を伺う場は設けたいと思っております。
米谷委員長	それでは、全ての議事が終了しましたので、次第の2「その他」に移ります。事務局から説明をお願いします。
書記（寺尾）	平成29年度の固定資産評価審査委員会運営研修会が、8月8日（火）に、岐阜市の「じゅうろくプラザ」にて開催されます。今年は房崎委員に参加いただきます。事務局からも、1名随行させていただきますのでよろしくお願いします。
米谷委員長	他には何かありますか。それでは、本日の日程が全て終了しましたので、以上で委員会を閉会します。